

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

平成24年12月19日条例第56号

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、本市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について定めるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前3号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第2号に規定す

る学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として規則で定めるもの

2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年」とあるのは「1年6箇月」と、同項第2号中「5年」とあるのは「2年6箇月」と、同項第3号中「7年」とあるのは「3年6箇月」と、同項第4号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第5号中「10年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日条例第10号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。